

障害者の住まいの場における家賃補助の状況

住まいの場

家賃補助

家賃補助額又は家賃額の状況

公営住宅

家賃の減額

(国1/2、地方1/2)

- 平均家賃月額 20,046円
(平成15年度国土交通省調べ)

GH・CH

自治体単独の家賃補助

※20年度より
整備費補助

- 平均家賃補助額 月23,240円 (平成19年度厚生労働省調べ)
- GH・CHの平均家賃額 約1.5~3.8万円
(平成17年日本グループホーム学会調べ)

民間賃貸住宅

その他

地域優良賃貸住宅
(家賃低廉化措置)

(国45%、地方55%)

- 平均家賃補助額 月27,383円 (平成19年度厚生労働省調べ)

- 家賃補助額 月最大4万円

(注1) 障害者の入所施設については、居住費用の負担はない。

(注2) 家賃補助については、上記のほか、生活保護制度における「住宅扶助」の仕組み(最低額21,300円~最高額53,700円)がある。

地域優良賃貸住宅制度の概要

1. 制度概要

地方公共団体、UR、民間住宅事業者、社会福祉法人、医療法人等が高齢者、障害者等の生活に適した優良な賃貸住宅を整備・供給する場合に、国等からの整備費等の助成を受けることができる制度。なお、入居対象世帯については各地方公共団体が独自に設定。

2. 助成対象となる建物等の基準

- ・家賃が近傍同種家賃と均衡を失しないこと。
- ・入居者が高齢者世帯・障害者世帯等、地方公共団体が入居させることが適当だとして地域住宅計画に定めた世帯。

3. 助成方法

賃貸住宅の位置・規模・構造・家賃等の賃貸条件や入居者の資格・募集・選定方法を定めた供給計画を作成して知事に対し認定申請を行われたものについて、知事が認定を行う。

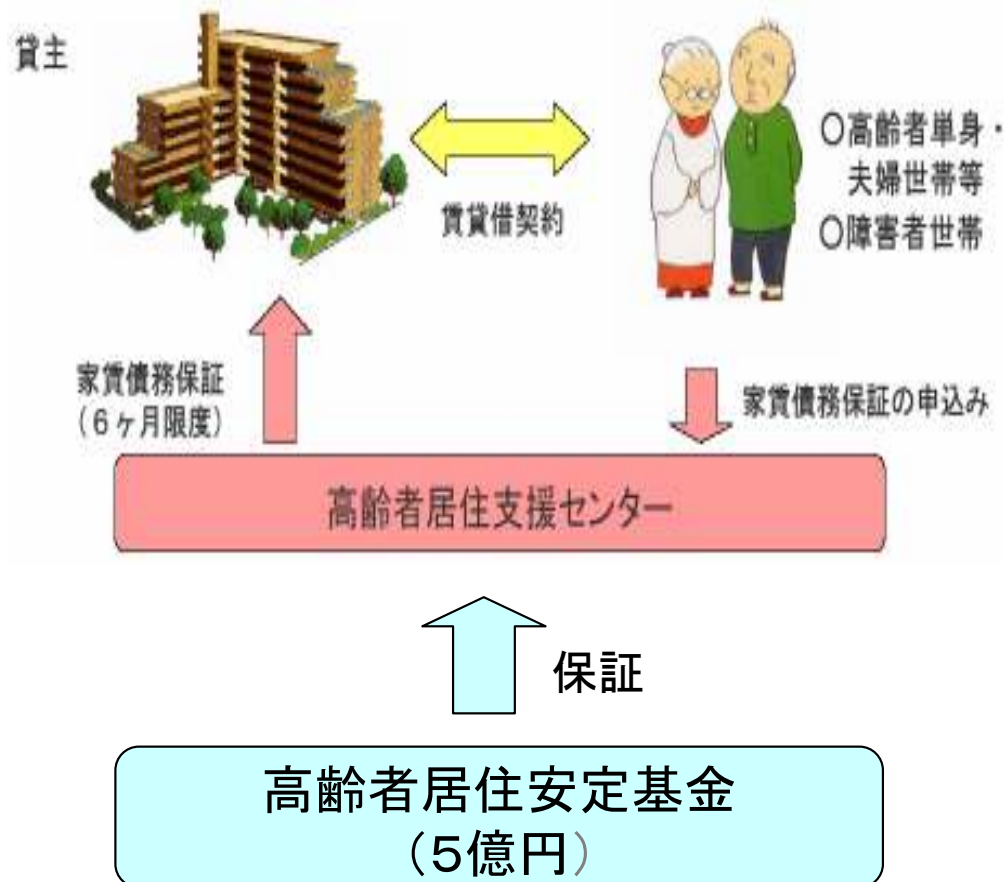
4. 補助率

助成対象 主体	整備費 (所得が収入分位80%(月額48.7万円)以下の世帯を対象とする団地関連施設整備費及び賃貸住宅の建設工事費・買取費(①のみ)、共同施設等整備費・加齢対応構造等整備費(②のみ))	家賃低廉化費用 (所得が収入分位40%(月収21.4万円)以下の世帯の家賃の減額に要する費用) (1世帯月額4万円を限度)
① 社会福祉法人 及び医療法人	1/3 (国45%、地方公共団体55%)	10/10 (国45%、地方公共団体55%)
② その他の民間 事業者	2/3 (国45%、地方公共団体55%) 但し、団地関連施設整備費は1/3	

家賃債務保証制度

制度の概要

高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センター(指定された法人)が実施し、大家の不安を解消。(平成13年から)



保証の内容

(1) 対象者

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯

(2) 家賃債務保証の概要

① 保証の対象

未払い家賃及び原状回復費用、訴訟に要する費用

② 保証限度額

【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度
【原状回復費用・訴訟に要する費用】

家賃の9ヶ月分を限度

③ 保証期間

2年間(更新可)

④ 保証料

月額家賃の35%

※下線部は平成19年度に拡充した内容。

「高齢者居住支援センター」の家賃債務保証制度について

～(財)高齢者住宅財団HPより～

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。
- ・ 国土交通大臣から高齢者居住支援センターの指定を受けて家賃債務保証制度を運営している「財団法人高齢者住宅財団」(以下「財団」という。)が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯および外国人世帯を対象とした家賃債務保証制度を実施。

家賃債務保証制度の概要

1. 対象住宅

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯もしくは外国人世帯の入居を敬遠しないものとして、財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定書を締結した賃貸住宅

2. 対象世帯

(1) 高齢者世帯: (略)

(2) 障害者世帯: 障害の程度が次に該当する者が入居する世帯

①身体障害: 1級～4級 ②精神障害: 1級または2級 ③知的障害: 精神障害に準ずる

(3) 子育て世帯: (略)

(4) 外国人世帯: (略)

3. 保証の対象

(1) 滞納家賃(共益費及び管理費を含む)

(2) 原状回復費および訴訟費用 ※家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。

4. 保証限度額

(1) 滞納家賃: 月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

(2) 原状回復費用および訴訟費用: 月額家賃の9ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

5. 保証引受期間 原則2年間(更新可)

6. 保証料2年間の保証で月額家賃の35%(一括払い)(これは2年分の家賃の約1.5%の負担に相当。)

(注) 制度の詳細は、財団にお問い合わせ下さい。